

臨床実習指導要項

医療法人 雨宮病院
リハビリテーション部

はじめに

臨床実習とは理学療法士として社会に貢献するための基礎を学ぶ場であり、理学療法士としての心構え・人間性・専門性を実習を通して学ぶことを目標とする。また、臨床教育者 (Clinical Educator：以下 CE)のもとで実体験を通じ、学内で得た知識と臨床現場での経験を融合させ、理学療法における基本的な思考・臨床推論を学ぶ。実習にあたり、協力をしていただく患者に対する敬意と配慮を忘れず、謙虚で誠実でいる事が重要である。

1. 当院の特徴

外来・入院・デイケア・訪問リハビリがあり医療・介護に対応する施設である。また、整形外科疾患を主とし、特に膝・腰・肩の保存的治療から手術を行なっているため、症例により外来から入院、そして介護と流れを持った介入が可能であり、長期的にサポートできるのが特徴である。また、地域貢献に力を入れており高齢者の体操教室等の介護予防事業や、幼児～小学校年代の運動教室等の障害予防事業を行なっている。

2. 当院の臨床実習の教育目標

- ① 社会人としての礼節を学び、人間性を高めていくこと。
- ② 自主性を促し、自己マネジメント能力・向上心を身につけること。
- ③ 理学療法士と他職種との関わりを理解し、チーム医療としての役割を理解すること。
- ④ 医療・介護・地域での理学療法士としての関わりを学ぶこと。
- ⑤ 局所診断能力を学び、病態理解を深めること。

3. 実習形態

当院リハビリテーション部は「診療参加型臨床実習：クリニカル・クラークシップ (Clinical clerkship)：以下 CCS」を主として適用する。

※課題・指導について CCS の運用を基本とするため、レポート形式での課題は極力少なくし、日々の診療業務内でその都度指導を行う。見学・模倣・実施の原則に基づき、理学療法行為の水準にそって実践するものとする。

- ・従来の臨床実習で行われていた症例発表や症例レポートは基本実施しない。
→学校毎の実習生課題に合わせて行う
- ・ケースを何名か担当し、内容をデイリーノートに学習内容と共にまとめる。
→CE の検査結果を参考にアセスメントしまとめる。(実習の進み状況に合わせて実施へ)
- ・疾患の症状の変化を経時的に経験することは大切なことであり、特に術後の患者においてはクリニカルパスを用いて術後の経過・理学療法の流れ・退院調整・退院後の介入を理解できるようにする。

4. 実習指導体制

臨床実習生 1 名に対し、主担当 CE を 1 名(場合によりケース CE : 1 名)を配置する。また実習全体を総括する実習監督者をリハビリテーション部責任者とし、実習生及び CE の相談役やメンタルケアを行う。なお、外来・入院・デイケア各部門のセラピストは診療参加の際に CE となり、実習生への指導を行う。その際の気づきや問題点は、主担当 CE へ報告し全体に情報共有を行う事でリハビリテーション部全体で実習生をフォローする体制をとる。※主担当 CE から実習生の状況を各部門リーダーにて報告する。実習における進捗状況や到達目標、実習生の個性を踏まえて各セラピストに指導を仰ぎたいポイントなどを伝達・共有する。

5. 実習の日程

①日課

- 8 : 00 朝礼・各部門（外来・入院・介護）カンファレンスミーティングに参加
- 8 : 20 午前診療開始
- 12 : 00 昼休み
- 13 : 00 フィードバック
- 14 : 00 午後診療開始
- 17 : 15 午後診療終了 フィードバック（随時）

②週間行事（カンファレンス等）

- 月曜日 副院長回診
- 火曜日 股関節専門医回診、スポーツ教室(月 2 回)
- 水曜日 院長回診・病棟カンファレンス
- 木曜日 内科・脊柱専門医回診、骨粗鬆症診療（月 1 回）、コツコツ体操教室
- 金曜日 コツコツ体操教室
（土曜日 肩専門医診療（月 1 回））

③参加・見学予定

- 実習 1 週目 : 基本は主担当 CE に付き見学を行う
- 実習 2~3 週目 : 病棟業務見学・模倣・実施を行う
- 実習 4~5 週目 : 介護・訪問リハビリ業務見学・模倣・実施を行う
- 実習 6~7 週目 : 外来業務見学・模倣・実施を行う
- 実習 8 週 : 1 日のスケジュール管理を学生と CE が話し合い、学生の自主性を尊重しスケジュールを構成していく

* 担当ケース見学は随時実施を行なっていく。

学生の進捗状況や負荷量に合わせて、外部活動に任意で参加するものとする

6. 注意事項

【治療見学・実施】

- ・患者見学の際は、まずスタッフが患者（および家族）へ実習生を紹介した後に、実習生の挨拶に移る。
- ・実習期間中に継続して関りが予想される症例は、患者や家族に説明し承諾を得ること。

【実習生】

- ・基本、実習生のみでの判断で実習を行わず、報連相を徹底する。
- ・実習生において、遅刻や無断欠勤などのモラルに欠ける問題が生じた場合は、主担当 CE は責任者に報告・相談し、早期に学校への報告を行い対策を検討する。
- ・実習の病欠等については、各養成校の臨床実習マニュアルに沿って対応する。
- ・患者情報の取り扱いに注意し、個人情報の管理と漏洩がないよう厳格に対処する。

【その他】

- ・主担当及び、各担当 CE において、実習生に対し指導がハラスメントに該当する行為にならないよう行う。
 - 携帯番号や SNS の交換等は原則行わない。指導者が安全管理上必要で連絡先を聴取した場合、実習終了後に削除する。
- ・実習施設以外の飲食・行楽等への誘いは行わない。

作成日：令和 6 年 5 月 14 日